

# 保育施設申込上の注意点

以下の内容をご確認後、同意欄にチェックの上、ご署名をお願いします。

確認内容		同意
<b>全 員</b>		
1	この申込書は、令和3年度のみ有効です。令和2年度の途中入園や令和4年度以降の入園・転園申請には、再度申込が必要です。	<input type="checkbox"/>
2	申込状況や園の受入状況によっては、必ずしも希望の保育施設に入園できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
3	既に保育施設に入園している兄弟姉妹がいる、兄弟同時申請の場合でも同一の施設に入園できない可能性があります。その場合は、「入園についてのお伺い」に記入してあるとおり審査、通知を行います。	<input type="checkbox"/>
4	希望保育施設に記載がない施設は、空きがあっても審査対象になりません。	<input type="checkbox"/>
5	希望保育施設は、事前に見学や経路、開所時間等の確認を行い、通園できる施設を記載してください。内定後に園の保育方針に沿わない、送迎が難しい等の自己都合による辞退は避けてください。	<input type="checkbox"/>
6	保育施設の入園は毎月1日付けです。月途中から登園した場合でも保育料の返還はありません。	<input type="checkbox"/>
7	入園審査は、期限までに提出された書類によって審査します。不足書類を期限までに提出しない場合は、審査対象外または減点となります。	<input type="checkbox"/>
8	審査の公平性を図るために、書類の精査を行った結果、「入園実施基準調査書」「利用調整基準調査書」の点数を調整する場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	就労証明書、診断書等の内容について証明先に問合せ・確認する場合があります。実態と異なることが明らかになった場合、必要に応じて減点や内定取消しを行います。	<input type="checkbox"/>
10	申込書の内容に変更が生じた場合は、直ちにさくら市こども政策課へ連絡します。連絡不足を理由に、保育 利用に問題が生じても異議申し立てをいたしません。また、変更等により別途書類の提出や手続を求めた際には、速やかに手続を行います。	<input type="checkbox"/>
11	利用を希望する保育施設等関係機関へ児童の状況や保育要件等を情報提供します。	<input type="checkbox"/>
12	保育料の決定について、父母が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額から決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
13	令和2年1月1日時点さくら市に住所がなく、課税証明書等の提出が必要な方で証明書が未提出の場合、クラス年齢の最高額の保育料になります。(その後提出があった場合は再算定し、改めて通知します。)	<input type="checkbox"/>
14	過去に保育料の滞納がある世帯は、審査において減算の対象となります。	<input type="checkbox"/>
15	保育施設内定後に入園時期を変更することはできません。やむを得ず変更する場合は、内定を取り消した上で入園前月の10日に再審査を行いますので、同じ園に入園できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
16	内定した園を確保したまま、他の園の空き待ちをすることはできません。空き待ちをする場合は、内定辞退をしていただきます。辞退後は、内定していた園に戻ることはできません。	<input type="checkbox"/>
17	支給認定申請および保育施設の利用に関する手続きに関し、申請者および届け出が必要な世帯員のマイナンバーを提供し、手続きに必要な範囲で利用されることに同意します。	<input type="checkbox"/>
<b>自 営 業 の 方</b>		
18	必要があった際に、就労証明書の内容および課税情報について調査されることに同意します。	<input type="checkbox"/>
19	保育料の決定にあたり、父母が自営業で祖父母の専従者である場合、生計が同一であるとみなし、合計の税額から決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
<b>ひ と り 親 の 方</b>		
20	婚姻またはそれに類する状況(事実婚等)となった場合、申出および関係書類を提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>
<b>育 児 休 業 中 の 方</b>		
21	育児休暇中の継続利用を除き入園希望月の翌月1日までに復職しなければ、審査対象となりません。新規入園は、就労証明書に令和3年5月1日までに復職する旨の記載が必要です。	<input type="checkbox"/>
22	育児休業の期間、復職年月日について事業所に確認する可能性があります。	<input type="checkbox"/>
23	入所保留通知書については、入園審査後発行とし、入園希望月時点での証明となります。入園希望月より前の時点での入所保留通知を発行することはできません。また、入所を辞退した場合においても入所保留通知書の発行はできません。	<input type="checkbox"/>
<b>妊 娠 ・ 出 産 の 方</b>		
24	妊娠・出産での入所は、出産月の前後3ヵ月です。それ以降も、継続して入園を希望する場合は、他の事由に該当する証明書類を提出する必要があります。	<input type="checkbox"/>

保育施設利用申込について、上記内容のすべてに同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_